

作礼荘ホームヘルプサービス利用料金表

(介護報酬告示上の金額)

1 サービス利用料金

(1回当たり:円)

区分	身体介護						区分	生活援助					
	基本単位	利用料金(10割)	利用者負担額			基本単位		利用料金(10割)	利用者負担額				
			1割	2割	3割				1割	2割	3割		
20分未満	昼間	167	1,670円	167円	334円	501円	20分以上 45分未満	昼間	183	1,830円	183円	366円	549円
	早朝/夜間	209	2,090円	209円	418円	627円		早朝/夜間	229	2,290円	229円	458円	687円
	深夜	251	2,510円	251円	502円	753円		深夜	275	2,750円	275円	550円	825円
20分以上 30分未満	昼間	250	2,500円	250円	500円	750円	45分以上	昼間	225	2,250円	225円	450円	675円
	早朝/夜間	313	3,130円	313円	626円	939円		早朝/夜間	281	2,810円	281円	562円	843円
	深夜	375	3,750円	375円	750円	1,125円		深夜	338	3,380円	338円	676円	1,014円
30分以上 1時間未満	昼間	396	3,960円	396円	792円	1,188円							
	早朝/夜間	495	4,950円	495円	990円	1,485円							
	深夜	594	5,940円	594円	1,188円	1,782円							
1時間以上 1時間30分 未満	昼間	579	5,790円	579円	1,158円	1,737円							
	早朝/夜間	724	7,240円	724円	1,448円	2,172円							
	深夜	869	8,690円	869円	1,738円	2,607円							
1時間30分 以上30分増 すごとに	昼間	84	840円	84円	168円	252円							
	早朝/夜間	105	1,050円	105円	210円	315円							
	深夜	126	1,260円	126円	252円	378円							

身体介護に引続き生活援助を行った場合										
身体介護			生活援助			利用料金(10割)	利用者負担額			20分以上の「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて行った場合、左の表以外の時間でもサービスを受けることは可能です。
区分	基本単位		区分	基本単位			1割	2割	3割	
20分以上 45分未満	昼間	250	20分以上	昼間	67	3,170円	317円	634円	951円	生活援助20分以上 67単位:67円
	早朝/夜間	313		早朝/夜間	83	3,960円	396円	792円	1,188円	
	深夜	375		深夜	101	4,760円	476円	952円	1,428円	
20分以上 45分未満	昼間	250	45分以上	昼間	134	3,840円	384円	768円	1,152円	生活援助45分以上 134単位:134円
	早朝/夜間	313		早朝/夜間	167	4,800円	480円	960円	1,440円	
	深夜	375		深夜	201	5,760円	576円	1,152円	1,728円	
20分以上 45分未満	昼間	250	70分以上	昼間	201	4,510円	451円	902円	1,353円	生活援助70分以上 201単位:201円
	早朝/夜間	313		早朝/夜間	251	5,640円	564円	1,128円	1,692円	
	深夜	375		深夜	302	6,770円	677円	1,354円	2,031円	
30分以上 1時間未満	昼間	396	20分以上	昼間	67	4,630円	463円	926円	1,389円	
	早朝/夜間	495		早朝/夜間	84	5,790円	579円	1,158円	1,737円	
	深夜	594		深夜	101	6,950円	695円	1,390円	2,085円	
30分以上 1時間未満	昼間	396	45分以上	昼間	134	5,300円	530円	1,060円	1,590円	
	早朝/夜間	495		早朝/夜間	168	6,630円	663円	1,326円	1,989円	
	深夜	594		深夜	201	7,950円	795円	1,590円	2,385円	
30分以上 1時間未満	昼間	396	70分以上	昼間	201	5,970円	597円	1,194円	1,791円	
	早朝/夜間	495		早朝/夜間	251	7,460円	746円	1,492円	2,238円	
	深夜	594		深夜	302	8,960円	896円	1,792円	2,688円	

2 その他の加算利用料金

区分	項目	基本単位	利用料(10割)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
初回加算※	・初めて、訪問介護事業所を利用する場合(新規) ・要介護者が、要支援者の認定を受けてサービスを利用することとなった場合 ・過去2月間(暦日)に、当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していなかった場合	200/月	2,000円	200円	400円	600円
緊急時訪問介護加算※	・緊急に居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護(身体介護)を利用者又はその家族から要請を受けて介護支援専門員が必要と判断した場合	100/回	1,000円	100円	200円	300円
2人体制※	・利用者の状況等に応じ2人介護が必要と認められる場合、同時に2人の訪問介護員がサービスを提供した場合	利用料金の200/100を算定	同左の10割	同左の1割	同左の2割	同左の3割
生活機能向上連携加算※	・利用者に対して訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所の理学療法士等がサービス提供責任者が同行する等により、理学療法等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とし、理学療法士等と連携し、訪問介護計画に基づくサービスを行った場合	100/月	1,000円	100円	200円	300円
中山間地域等の小規模事業所加算	・特定農山村、過疎地域等に位置する小規模事業所に対して要件を満たした場合	基本料金の10%を加算	同左の10割	同左の1割	同左の2割	同左の3割
特定事業所加算Ⅱ※	・当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	利用料金の10%を加算	同左の10割	同左の1割	同左の2割	同左の3割
同一敷地内減算※	・事業所が所在する敷地内の居住者にサービスを提供した場合	利用料金の10%を減算	同左の10割	同左の1割	同左の2割	同左の3割
介護職員処遇改善加算Ⅰ	・当該加算の算定要件を満たす場合	利用料金と加算の合計額に13.7%を加算	同左の10割	同左の1割	同左の2割	同左の3割
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	・当該加算の算定要件を満たす場合	利用料金と加算の合計額に6.3%を加算	同左の10割	同左の1割	同左の2割	同左の3割